京都精神保健福祉士協会

きょうと通信　NO．６８



２００９年１月発行

事務局：財団法人　長岡記念財団内
〒617-0843　京都府長岡京市友岡４丁目 18 の１
TEL　075-951-9201（代）
FAX　075-954-1210（代）
e-mail　office@kyo-psw.org
HP　http://www.kyo-psw.org/

【２月例会のご案内】

都合により、１月 31 日に開催します！

日　時	：2009 年１月 31 日（土）　14:00～17:00
会　場	：京都府職員福利厚生センター　第１研修室 （京都市上京区下立売通新町西入藪之内町　京都府庁敷地内）
テーマ	：何度でも勉強しましょう！「医療観察法」
講　師	：大杉　光子　氏（こもれび法律事務所　弁護士）

2008 年度の心神喪失者等医療観察法学習会企画運営の例会は、医療観察法成立前から精力的に問題提議をしてこられた大杉光子弁護士をお招きします。昨年度は２月例会において、事例を通して PSW の視点から、光愛病院の李相談室長にお話していただきました（きょうと通信 61 号にて報告）。軽微な内容であっても申し立てがなされることなど、多くの問題点について学ぶことができ、また、PSW として抱える葛藤についても共感でき、つき動かされるものを感じられた参加者の声を聞くことができました。

今回は、「私がかかわっているＡさんが重大な犯罪を犯してしまったら・・・」と仮定して、大杉光子弁護士の解説とともにその流れをおっていきます。

大杉弁護士が地域の中で、弁護士の立場において当事者の利益を守るための活動を続けておられる中から感じておられる法制度の持つ問題点について学び、PSW の視点からの整理を図りたいと思います。私たちは、今一体何と何との狭間で悩んでいるのか、そうした葛藤を抱えながらも現場で何をどのように生かしていけばよいのか、PSW としての価値とはについて、ともに考えていくきっかけになればと思います。

皆さまのご参加をお待ちしています。

（心神喪失者等医療観察法学習会）

※メールにて本法に関する疑問・質問を募集いたしましたが、お寄せいただきませんでしたので、企画を変更いたしました。

【3 月例会のご案内】

都合により第 1 金曜日の夜に開催します。詳細は次号および HP にてお知らせします。

日　時　：2009 年 3 月 6 日（金）18:30～21:00
会　場　：京都市子育て支援総合センター「こどもみらい館」4 階第 2 研修室
（京都市中京区間之町通竹屋町下ル楠町 601-1
http://www.kodomomirai.or.jp/）
テーマ　：Y 問題をめぐってあらためて学ぶ（仮題）
講　師　：小出　保廣　氏（大阪府堺市こころの健康センター
元日本精神保健福祉士協会常任理事）

3 月例会は倫理について考える委員会の企画で精神保健福祉分野のソーシャルワーカー必聴の講演です。ぜひお聴きのがしのないよう日程の調整をお願いします。

【11 月例会報告】

日　時　：2008 年 11 月 1 日（土）14:0０～17:00
会　場　：京都市職員会館　かもがわ
テーマ　：障害の違いを超えて、生活ニーズと支援の視点を考える
講　師　：土屋　健弘　氏
（京都市北部障害者地域生活支援センター「きらリンク」センター長）
松田　真生子さん
（京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」PSW）
参加者　：23 名（会員 20 名、非会員 3 名）

今日、障害者自立支援法のもとで、あるいは、法制度のいかんに関わらず、障害の違いを超えて、重複障害の方、合併症、高齢の方など、従来の枠組みを超えての支援がより一層求められている中で、知的障害・身体障害の方の支援においては、精神障害の方への関わりと、違いはあるのか、共通するのはどのような内容なのか等、支援の視点について学び、PSW の役割について考える機会として、例会のテーマを設定しました。

土屋氏のお話の中では、『身体・知的障害と精神障害は違うのか？』について、「決して精神障害領域にだけ特有の課題があるわけではない」「身体障害・知的障害・精神障害を重複する方が、存在しているが、全てを理解できる人など存在するのか」「地域とは、いろいろな人がいる。障害で考えるより、直面している課題で考えたほうが、現実的ではないか」「母が精神障害、子が知的障害の世帯を支えるのに、精神障害の価値対知的障害の価値となってもしょうがない」「時々、出入り禁止という言葉を耳にするが、出入り禁止とは関わりを絶つということ。それは、支援者としては、敗北だと思うのだけれど」「『わかる＝わからない』『できる＝できない』で考えても、あまり意味はないような気が。結局は、『関わる＝関わらない』というだけの話ではないか」等の提起が印象に残りました。

松田さんのお話は、3 障害対応の支援センターの中で、コミュニケーションを図っていくことの困難さも含めて、まさにテーマ内容に、日常の課題として取り組んでおられることが非常に良く伝わってくる内容で、日々の活動の中で感じていることを率直に語って頂きました。3 障害対応の支援センターは、（漠然と）「同じ」ではなく、それぞれに、個別の課題と内容があることを改めて知りました。

アンケートでは、「障害の違いにとらわれず個別ニーズに基づいた支援の重要さを改めて感じました」「精神の領域だけにとらわれず、もっと地域の支援機関の活動についても知らないとい

けないと思いました。」「お二人の現場でのご苦労話もたくさんお聞きできて自分の支援を振り返る良い機会にもなりました」「日ごろの業務の中で“ 違い ”ばかり目がいきしんどさを感じていたことに気づけたことはすごく良かったです。自分の中でも少し整理や振り返りができました」等のご意見を頂きました。

当日は各支援センターからの参加が全体の約 3 分の 2 を占め、土屋氏、松田さんの問題意識や提起を受けとめて、共有化を図ることができました。一方で、会員の多くを占める医療機関、（支援センター以外の）福祉施設からの参加が少なく、全体での幅広い角度からの論議、掘り下げまでに至らなかったことは、今後の課題でもあり、PSW としての役割に引きつけて、継続した積み重ねの中で、深めていきたいと思います。

（11 月例会担当：藤井弘）

【11 月例会感想文】

社会福祉法人京都ライトハウス
京都市北部障害者地域生活支援センター「ほくほく」
岩井　授身さん

私自身が、ライトハウスが母体となっている三障害の支援センターで働いていることもあり、興味深く聞かせていただいた。

話の中で、精神障害は特別で特有の問題を抱えているのかという話があった。
今回の話を聞いて、聴覚障害も特有の問題があるとわかった。視覚障害も特有の問題を持っている。精神障害も特有の問題を持っており、どの障害も特有さがあるということだろう。

ある重複の利用者さんに「精神障害はもう嫌や、視力障害なんや」という人がいた。だからと言って精神障害のことを抜きに支援することも難しい。精神疾患の持つ特有な問題も考慮し、視覚障害からの問題も考え、そこには PSW として何かできることがあるのではないかと思う。

今回の話を聞き、これからも障害の持つ問題を考えながらかかわりたいと思う。明日も頑張ろう。まだまだ知らないことばかりだ。

北山病院　西　裕子さん

精神保健福祉士は支援の対象者を精神障害者とする定義がありますが、実際に自分が仕事をする中で、重複障害をお持ちの方や高齢の方に出会い、精神障害の分野だけではなく、身体・知的・高齢など、幅広い知識や視点が必要であることを痛感しています。そういった中で今回の例会に参加し、貴重なお話を聴かせていただき、とても有意義な時間を過ごすことができました。

障害ごとの区別をせず、支援を必要とする対象者との関係性の中でニーズを発見していくことの大切さを感じました。そのためには、支援者側が抱いている思いこみを捨てることから始まるのではないだろうかと思います。そして、さらに視野を広げる意味でも、今回のような精神障害以外の分野で活躍されている方の講演会に参加したり、意見交換をする機会を作ったりしていきたいです。支援を必要とする方が自ら選択し、その人らしい生活を作っていけるような支援のあり方を、様々な経験を積む中で学んでいきたいと考えております。

《お詫び》

10 月例会報告は事情により今回掲載できませんでした。申し訳ありません。

【2008 医療観察法学習会報告】

日　時	：2008 年 10 月 11 日（土）　18：30～21：00
会　場	：髙木神経科医院　会議室（烏丸通御池上ル）
テーマ	：精神保健福祉士に問いかける－医療観察法への私の思い
発題者	：坂根　輝吉　氏（京都ユーザーネットワーク）
	大杉　光子　氏（こもれび法律事務所）
参加者	：13 名

10 月 11 日、「精神保健福祉士に問いかける ― 医療観察法への私の思い」と題して医療観察法学習会が開催されました。精神医療福祉ユーザーの団体である京都ユーザーネットワークからもご参加いただき、13 名の会でした。

前半は弁護士の大杉光子氏から、医療観察法の問題点や法に関する最近の動向をお話しいただきました。後半は京都ユーザーネットワーク所属の坂根輝吉氏より、精神障害を持つ当事者の視点から、この法律をめぐるご自身の思いを語っていただきました。

弁護士そして当事者というそれぞれの立場からお話しいただいたことで、私は「ソーシャルワーカーである自分は何をするべきか？」ということをあらためて問われた感じがしました。とくに坂根氏がおっしゃった「(法律について) 勉強しているだけじゃダメです」という言葉が強く心に残っています。

参加者が少なかったことは残念でしたが、今回の学習会でいただいたものを 1 月 31 日の例会へとつなげていき、京都精神保健福祉士協会の会員の皆さまと共有して、一緒に考え・行動していきたいと感じました。　　（心神喪失者等医療観察法学習会　小松原　宏美）

【リレー職場紹介】

綾部市役所　福祉課　吉松　正人さん

綾部市は福知山市や舞鶴市と共に中丹圏域に位置する人口約 37,000 人の市です。私は平成 17 年 4 月、精神保健福祉士として綾部市役所に採用され、障害福祉担当課に配属されました。綾部市内における精神障害者の現況は平成 20 年 12 月現在、精神保健福祉手帳所持者 104 名、自立支援医療受給者約 230 名です。

私の主な業務内容は精神障害者の福祉に関することです。精神障害者の相談は委託業者の協力を得て、市が積極的に最前線で担っています。具体的にはヘルパー派遣や作業所通所への調整、グループワーク、その他生活に関する様々な相談などです。また医療が必要な方に関しては保健所の相談員と共に訪問活動などを担当しています。

今までケース対応した中で特に印象的だったケースを 2 つ紹介します。

A さんは、1 人暮らしで医療中断が原因で入院されていましたが、医療機関や本人の希望を踏まえ、ヘルパー派遣を活用することにより、病院を退院されアパートで生活を開始されました。定期的な訪問等により順調な生活を送っておられましたが、身内も他府県に居られ近所付合いも希薄であったため、突発性の心臓発作を起こされたのですが、発見と対応が遅くなりそのまま亡くなられました。第 1 発見者はヘルパーさんでした。

B さんは 1 人暮らしの高齢者で、隣人が B さん宅に夜間侵入するという被害妄想がある方です。B さんは隣人からの侵入がないよう家の天井裏と地下一面にバリケードを張り、公営住宅にもかかわらず許可を得ずに独断で家を改築されています。幸いにも B さんには良い民生委員さんに支えられ、現在も何とか地域生活を送っておられます。しかし、B さんも親族と離れて

住まれており、1 人で孤独な生活です。私は、B さんが調子を崩さないよう民生委員さんと共に話し相手になったり、何とか医療につながってもらえるよう保健所と共に訪問したりなどの支援をしています。

綾部市に勤務して感じる事は、地域に住むということはその地域の人たちの支えと支援なくして生活を成り立たせる事は難しく、綾部市は B さんの民生委員さんの例のように地域の人々の温かさに恵まれていると感じています。都市部でありがちな隣にどんな人が住んでいるのか分からないというような事は少なく、いざという時には地域の人々で対応していただける事も度々あります。今後もこのような地域や関係者の方々と共にこの地域に合ったより良い生活を精神に障害のある市民の方々に提供できるよう頑張っていきたいと思っています。

【京都府・京都市へ「障害者自立支援法抜本的見直しにかかる要望書」を提出しました！】

会員のみなさまには 10 月にメールにて意見募集を行いました「障害者自立支援法見直しにかかる要望書」（添付ファイル参照）は、その後、11 月初旬にまとめ上げ、11 月 13 日に京都市へ 26 日に京都府へ提出してまいりました。「要望書」はこれまで共に活動してきた、京都ユーザーネットワーク・京都精神保健福祉推進家族会連合会・京都精神神経科診療所協会・京都精神保健福祉施設協議会と当協会の 5 団体共同のものです。各団体それぞれに訴えたいことは多くありますが、今回は 5 団体共同ということで、共通認識がもてるところに絞った内容となっています。提出時には懇談の時間が設けられ、各団体を代表して参加したメンバーと行政の担当者で意見交換をすることができました。

京都市では担当課より 4 名、4 団体から計 9 名の参加となりました。ユーザー5 名からは特に、法改正にまつわること以外に、精神障害者のおかれている現状・差別の状況や、日ごろ感じる思いについても訴えられ、それは、おそらく行政の担当者もそうでしょうが、私たちにもまた胸にせまるものがありました。京都市は、障害保健福祉推進計画「京のほほえみプラン」を策定し、全国 18 指定都市共同で 7 月に障害者自立支援法の見直しにむけて 170 項目要望し、11 月中に名古屋、京都、大阪、堺、神戸市で要望を提出予定であるとのことでした。

京都府では担当課 4 名、4 団体から 9 名で意見交換をしました。団体からは事業者アンケートの結果や現場の事業所・ユーザーの厳しい状況を伝えました。課長は 5 団体で要望を提出することの意義を評価されました。「障害者自立支援法は、当初から懸念していたように利用者負担、事業者報酬、障害程度区分認定に課題がある。日割り報酬が移行を困難にしているが、医療保険や介護保険と同様、サービス提供した分に対して報酬が支払われるシステムで、月割りには戻れない。通所していないときの支援や日々の生活を支える活動を評価する仕組みのへ見直しが必要である。」と話されました。

両日ともユーザーから改めて、障害者権利条約批准に関する件、福祉計画立案や障害者の様々なことを決めるに当たり「我々のことは我々抜きで決めないで」と強く申し入れがなされました。

また、京都市、京都府に対しては今回の要望や懇談の内容について回答をいただきたい旨要請し、今年度内に改めて場を設けてくださることになりました。

（障害者自立支援法委員会）

【組織検討委員会より】

きょうと通信67号で提案いたしました新組織体制（案〉について、ご意見をお寄せいただいた方々ありがとうございました。「なぜ今なのか」「現体制の状況や経過などがみえない」「なぜ今必要なのかがよくわからない」といったご指摘をいただきました。次号のきょうと通信、もしくはメールにてご説明させていただきます。いましばらくお待ちください。よろしくお願いいたします。

【会員の動向】

〔入会〕

中村　千絵（なかむら　ちえ）さん　　医療法人　医誠会　東舞鶴病院

湯川　晃子（ゆかわ　あきこ）さん　　京都障害児福祉協会

京都市西部障害者地域生活支援センター「うきょう」

〒616-8214　京都市右京区常盤古御所町 9-1

ノイシュロス御室南 1 階

TEL&FAX075-862-0988

〔退会〕

市原　亜紀　さん　　京都市西部精神障害者地域生活支援センター「西京」

〔所属変更〕

辰巳　麻希　さん　　京都西陣公共職業安定所　および　伏見公共職業安定所

亀海　聡　さん　　就労支援センターヒューマンプラス

〒606-0017　京都市左京区岩倉上蔵町 158

TEL　075-721-1570　FAX　075-721-1571

（旧所属　第二北山病院　相談室）

黒岩　あい　さん　　就労支援センターヒューマンプラス

（旧所属　医療法人三幸会　就労支援事業所準備室）

奥田　千草　さん　　就労支援センターヒューマンプラス

（旧所属　医療法人三幸会　就労支援事業所準備室）

梁川　和志　さん　　かとうメンタルクリニック

〒531-0075　大阪市北区大淀南 1-11-16 大都ビル 4F

TEL　06-6459-7077　FAX　06-6459-7078

（旧所属　岩倉病院　医療福祉相談室）

吉見　涼　さん　　デイサービスセンター・ジョイ四条河原町

〒600-8054 下京区仏光寺通寺町東入中之町 583－5 辰々ビル 2 階

TEL　075-361-0281　FAX　075-361-0282

（旧所属　医療法人三幸会　地域連携室）

三島　豊子　さん　　退職（旧所属　京都市東部精神障害者地域生活支援センター「からしだねセンター」）

吉澤　紀子　さん　　退職（旧所属　特別非営利活動法人　ノンラベル）

〔会員数〕2008 年度 12 月 17 日　現在 315 名

《会費納入のお願い》

今年度も残りわずかとなっております。今年度の会費をお納めでない方は、お早めに納入いただくようお願いいたします。なお、今年度より金額が変わっておりますので、口座振替をご利用の方はお気をつけ下さい。 また、会費を納めたかどうか等ご不明の方は事務局にご連絡下さい。後日会計担当者より返答いたします。ご協力お願いいたします。

郵便振替 口座番号 00960-7-120392
加入者名 京都精神保健福祉士協会
年会費 4,000 円

昨年度未納の方は 7,000 円、
郵送負担料のある方は各年度 500 円を併せてお支払い下さい。

（会計 月川・斉藤）

ほっとひと息コーナーVOL.8 ～おすすめ文庫本～

深夜特急 1～6　沢木耕太郎著　新潮文庫

深夜特急 1－香港・マカオ－
深夜特急 2－マレー半島・シンガポール－
深夜特急 3－インド･ネパール－
深夜特急 4－シルクロード－
深夜特急 5－トルコ・ギリシャ・地中海－
深夜特急 6－南ヨーロッパ・ロンドン－

西山病院　内藤裕美

ノンフィクション作家、沢木耕太郎氏の紀行文。

26 歳の沢木耕太郎は、机の引き出しに転がっている一円硬貨までをかき集めて 1900 ドルを作り、仕事の全てを放擲して旅に出た。「デリーからロンドンまで乗り合いバスで行くことができるか。」その酔狂な旅の途中で、彼はさまざまな場面に出会っていく・・・。決して色褪せることのない最高のノンフィクション。

このシリーズを一言で表すなら「浪漫」これに尽きます。見知らぬ土地での出会い、別れ、発見、感動・・・旅の魅力の全てがつまっています。さらに躍動感と異国の匂いを感じる作品。読み終わったあとに、手のひらにスパイスの香りが染み込んでいるかのようでした。

この作品を読んだ後、旅に出たくなる人が何人いるでしょうか。

※ほっと一息コーナーでは､皆様からの投稿を募集しております！お勧めの情報がありましたら、事務局までご連絡ください。

【編集後記】

今年最初のきょうと通信です。今年も皆様に京 P 会の活動を見やすくお伝えできればと思っていますので、よろしくお願いします。(永田絢美)

2009 年がスタートしました。今年の目標を手帳に書いて、少しずつ達成できるよう心がけたいと思います（内藤裕美）